身体的拘束適正化のための指針

社会福祉法人土佐七郷会

１　身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

　（１）　理　念

　　　①身体的拘束の原則禁止

　　　　　 身体的拘束は利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。土佐七郷会は、利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、施設を運営します。身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

　　　②身体的拘束に該当する具体的な行為

|  |
| --- |
| ①徘徊しないように、車いす、いす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。④点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。⑤点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。⑥車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、T字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。⑧脱衣やおむつ外しを制限するために介護着（つなぎ服）を着せる。⑨他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢等をひも等で縛る。⑩行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。⑪自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。 |

　　　③目指すべき目標

　　　　　 3要件（切迫性・非代替性・一時性）の全てに該当すると委員会に於いて判断された場合、本人・ご家族への説明を経て拘束を実施する場合もありますが、その場合も利用者の態様や介助の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

（２）　方　針

　　　次の仕組みを通して身体的拘束の必要性を除くように努めます。

　　　①ご利用者の理解と基本的なケアの向上により身体的拘束リスクを除きます。

〇ご利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体的拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くために対策を実施します。

　　　②責任ある立場の職員が率先して施設全体の資質向上に努めます。

〇施設長・サービス管理・主任等が率先して施設内外の研修に参加するなど、施設全体の知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に知的障害・発達障害及び認知症から起こる行動特性や心理状態について施設全体で習熟に努めます。

　　　③身体的拘束適正化のためご利用者、ご家族と話し合います。

〇ご利用者、ご家族にとって安心して過ごせる居心地のいい環境となるように支援方法について話し合い、拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく対応を一緒に考えます。

２　身体的拘束等適正化のための体制

　　次の取り組みを継続的に実施し、身体的拘束適正化のため体制を維持・強化します。

　（１）　身体的拘束適正化検討委員会の設置及開催

　　　　身体的拘束適正委員会は「社会福祉法人土佐七郷会　障害者虐待防止マニュアル」に定める「法人虐待防止検討委員会」の定例会議に合わせて同時開催します（4月、7月、10月、1月）。「拠点グループ虐待防止委員会」は必要に応じて各グループで開催します。特に緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合（実施を開始する場合を含む）には、身体拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

　（２）　委員会の構成

　　　　身体的拘束適正委員会の委員は虐待防止検討委員会のメンバーが兼務します。

　　　①法人虐待防止委員会

　　　・　委員長　　専務理事　1名

　　　・　副委員長　　施設長　3名

　　　・　委員　　副施設長　３名　　課長　４名　　課長補佐　3名

　　　②拠点グループ虐待防止委員会

　　　・　委員長　　施設長

　　　・　副委員長　　副施設長

　　　・　委員　　課長、　課長補佐、　主任　、副主任（各グループで選任）

　（３）　構成員の役割

　　　〇招集者　：　年4回の定例会議は専務理事が招集する。

　　　　　　　　　　　　拠点グループ会議または緊急な会議を必要とした場合は各グループの施設長が招集する。

　　　〇議長　：　会議ごとに各グループの施設長もしくは副施設長が務める。

　　　〇記録者　：　会議ごとに各グループの課長もしくは課長補佐・主任が務める。

　（４）　委員会の検討内容

　　　①　前回の振り返り　”必修“

　　　②　3要件の再確認　”必修“

　　　③　3要件の再確認要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せてご利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討します

　　　④　身体拘束の開始を検討する場合は、3要件の該当状況、代替案について検討します

　　　⑤　身体拘束が必要と判断した場合は医師、家族等との意見調整の進め方を検討します

　　　⑥　意識啓発や予防策等必要な事項の確認、見直し　”必修“

　　　⑦　今後の予定（研修・次回委員会）　”必修“

　　　⑧　議論のまとめ・共有　”必修“

　（５）　記録及び周知

　　　　委員会での検討内容の記録様式（様式①「身体的拘束適正化委員会議事録」）を定め、これを適切に作成、説明、保管するほか、委員会の結果について全職員に周知徹底します。

３　身体的拘束等適正化のための研修

　　身体的拘束適正化のため全従業者について、職員採用時のほか、年二回の以上の頻度で定期的な研修を実施します。

　　研修の実施に当たっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容（研修概要）を記載した記録を作成します。

４　緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応

　（１）　3要件の確認

　　　・切迫性　　　 利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

　　　・非代替制 身体的拘束を行う以外に代替する支援方法がないこと

　　　・一時性　　　　身体的拘束が一時的なものであること

　（２）　要件合致確認

　　　　入居者の態様を踏まえ身体的拘束適正委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして同委員会で定期的に再検討し解除に向けて取り組みます。

　（３）　記録等

　　　　緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人、ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

　　　・拘束が必要となる理由（個別の状況）

　　　・拘束の方法（場所、行為（部位・内容））

　　　・拘束の時間帯及び時間

　　　・特記すべき心身の状況

　　　・拘束開始及び解除の予定（※特に解除の予定を記載します）

　　　※様式②「緊急やむを得ない身体的拘束に関する説明書」

５　身体拘束等に関する報告

　　緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施している場合には、身体的拘束の実施状況や利用者の日々の態様（時間や状況ごとの動作や様子等）を記録し、適正化委員会で拘束解除に向けた確認（３要件の具体的な再検討）を行います。

　　※様式③「緊急やむを得ない身体的拘束に関する入居者の日々の態様記録」

６　ご利用者等による本指針の閲覧

　　本指針は、本施設で使用するマニュアルに綴り、すべての職員が閲覧を可能とするほか、利用者やご家族が閲覧できるように施設内の掲示や法人ホームページへ掲載します。

令和４年　　４月　　１日　　適用